

会 議 録		令和 7 年 6 月 19 日 作成	令和 11 年 3 月 末 日 廃 棄
会議名	京都府下京警察署協議会（令和 7 年度第 1 回）		
開催日	令和 7 年 6 月 17 日（火曜日）		
時 間	午後 1 時 30 分から午後 3 時までの間（90 分）		
場 所	京都府下京警察署 講堂		
出席者	富江会長、宮田副会長、大下委員、鈴木委員、内藤委員、山田守委員、若林委員、 小出委員、山崎委員 （欠席 山田由委員、和田委員） 計 9 人		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、 交通課長、警備課長、サイバー対策係補佐、広聴相談係長 計 11 人		
諮 問 事 項	1 下京警察署各課の業務説明 2 特殊詐欺対策について		
会 議 内 容	1 委嘱状交付 司会 副署長 2 署長挨拶 3 会長・副会長選出 委員の互選により、会長に富江委員、副会長に宮田委員が選出された。 4 会長・副会長挨拶 5 協議 司会 副会長 (1) 諮問事項説明 下京警察署各課の業務説明～各課長及びサイバー対策係補佐 【委員】 遺失拾得物の取扱いが大変多いことに驚いた。また、過去に財布を拾得して警察に届けた際、指紋の採取を求められ犯人扱いされているように感じてあまり良いイメージがないが、今も同じようにされているのか。 【警察】 善意で届けていただいた場合に指紋採取を求めるのは、盗難品であった場合に犯人の指紋を選別するのに触った方の指紋を省いていく必要があるため、指紋採取を求めている。犯人扱いしているわけではなく理解を得るために丁寧な説明を心掛けているので御協力をいただきたい。 【委員】 悪質なユーチューバーが財布をわざと置いて動画を撮影し、拾った人を撮り続け、その人がトイレに入ったりするとトイレから出たときに呼び止めてその人に、「盗んだでしょう。警察に通報します。」などと言って困らせている映像を見たことがある。実際に通報されたりすれば犯罪になるのか。		

会 議
内 容

【警察】遺失物法では速やかに返還または警察署長に提出しなければならないと定められているが、財布を拾っても所用などで帰宅後に改めて届けていただくことはある。財布の中身を盗んだりすれば犯罪に問われるが、トイレに入っただけからといって犯罪になるということではない。報労金を請求する権利も7日以内（管理者のいる場所で拾った場合は24時間以内）に届けていただければ権利はなくなる。

【委員】民生委員をしている関係で、あるお宅の新聞が何日分も溜まり、鍵もかかっている住人と連絡が取れないということがあった。警察の方なら鍵を開けることができると思い通報したが開けてもらえなかった。このような場合、警察は鍵を開けられないのか。

【警察】通報を受けて現場に行き、すぐに鍵を壊して室内に入ることはできない。委員が言われたように新聞や郵便物が溜まっている状況や付近の方への聞込みのほか、異臭がしないかなど現場調査を行う必要がある。自宅内で倒れている蓋然性が高いと判断され、身内など鍵を持っている方が早急に来られないなど緊急性が認められれば救急隊を要請して鍵を壊して入ることはある。実際に入院や旅行などで外出中であつたり自宅で寝ておられたということもある。鍵を破壊し、人の住居に入ることは慎重に判断する必要があるため、現場臨場してすぐに鍵を破壊することはできないということを御理解いただきたい。

(2) 諮問事項説明

特殊詐欺対策について～生活安全課長

【委員】特殊詐欺対策で国際電話利用休止の話がされたが、詐欺に対する不安要素を少しでも取り除く意味で大切な取組だと感じた。学区内の行事に下京警察署から多数来られて紹介され、他学区からの参加者にも利用休止を申し込まれている方があった。各々地域に戻ったらこのような取組があることを周知して、個人では面倒でも下京警察署で手続きしていただけるということを伝えたいと思う。協議会で説明していただいたことは各々の委員が地域の方々に伝えて下京警察署と連携していくことが下京区内の安全安心につながると考えている。

6 事務連絡

令和7年度第2回京都府下京警察署協議会は、9月下旬に実施予定である。

以上

第1回京都府下京警察署協議会の開催状況

